



# 児童手当現況届の提出を

「児童手当現況届」は、前年の所得や養育状況などを確認し、引き続き手当が受けられるかを確認するためのものです。現況届を提出しないと、受給資格があっても手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■提出期限 6月28日(金)

■受付窓口

▽子育て支援課子育て支援係

▽市八坂支所民生係

▽市美麻支所民生係

■夜間受付日 6月28日(金)

子育て支援課窓口で、午後7時まで。

■届出に必要なもの

▽児童手当現況届(変更がある場合は修正してください)

▽印鑑

▽受給者(保護者)の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は不要です)

▽子どもが市外に別居している場合は、その市町村の子どもを含む世帯全員の住民票

※平成31年1月1日に大町市に住所がなかった受給者は、所得を確認するため、マイナンバーが確認できるものをご持参ください。

## 今年度の児童手当の支給

■支給日

▽6月期 6月10日(月)

▽10月期 10月10日(木)

▽2月期 来年2月10日(月)

■支給額(金額は月額)

▽3歳未満(一律)

.....1万5000円

▽3歳以上小学校修了前

(第1・2子).....1万円

▽3歳以上小学校修了前

(第3子以降)

.....1万5000円

▽中学生(一律).....1万円

▽所得制限超過世帯の児童

(一律).....5000円

■問い合わせ

子育て支援課子育て支援係

TEL 内線 685・757

## 松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.6

# 地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所より継続的に情報を発信します～

松本糸魚川連絡道路 大町市街地区間について地域の皆さんと意見交換会を開催しています

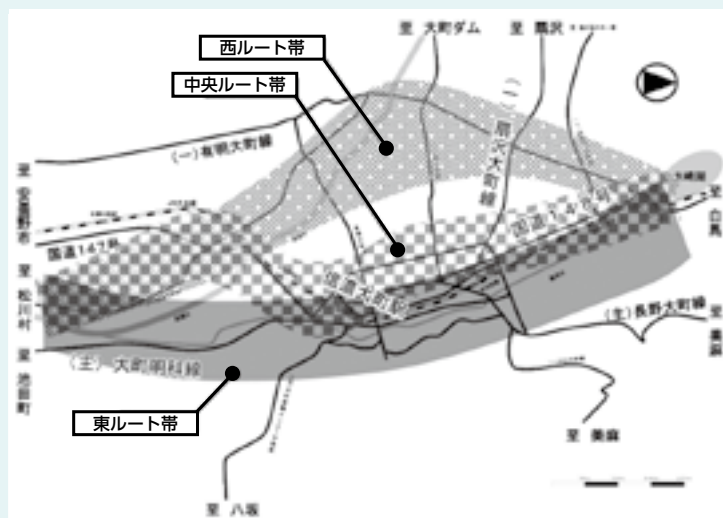
大町建設事務所では、松本糸魚川連絡道路大町市街地区間のルート帯案を右図のとおり3つ設定しました。これら3つのルート帯案に対して地域のご意見を聞きながら比較評価を行っていきます。

自治会や各種団体、グループなど、要望をいただければ意見交換会を開催しますので、お気軽にご連絡ください。

▷西ルート帯：高瀬上橋より北側で高瀬川を横断し、市街地の西側を通過するルート

▷中央ルート帯：現国道147号の4車線区間を活用するルート

▷東ルート帯：市街地南側に位置する工業地帯より南側で高瀬川を横断し、市街地の東側を通過するルート



■問い合わせ 長野県大町建設事務所 整備・建築課 計画調査係

TEL23-6534(直通) FAX23-6532 Eメールomachiken-seiken@pref.nagano.lg.jp

長野県PRキャラクター「アルクマ」



©アルクマ